

第 2 3 回全国健康福祉祭いしかわ大会マスコット等使用取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 2 3 回全国健康福祉祭いしかわ大会(以下「大会」という。)の大会名称、大会愛称、テーマ、シンボルマーク、マスコット(展開したものを含む。)マスコットの愛称等(以下「マスコット等」という。)を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第 2 条 マスコット等を使用しようとする者は、別に定める「第 2 3 回全国健康福祉祭いしかわ大会マスコット等使用承認申請書」を第 2 3 回全国健康福祉祭いしかわ大会実行委員会会長(以下「会長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国、石川県及び財団法人長寿社会開発センターが使用するとき
- (2) 石川県内の市町及び大会会場地市町の実行委員会が使用するとき
- (3) 大会各交流大会の種目主管団体及びこれに加盟する団体が使用するとき
- (4) 財団法人全国老人クラブ連合会、都道府県・政令指定都市老人クラブ連合会、石川県内の市町老人クラブ連合会及び明るい長寿社会づくり推進機構が使用するとき
- (5) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に掲げる学校が教育の目的で使用する
- るとき
- (6) 報道機関が大会の報道及び広報の目的で使用する
- とき

2 前項第 3 号から第 5 号に掲げる者が使用するときは、別に定める「第 2 3 回全国健康福祉祭いしかわ大会マスコット等使用届出書」を会長に提出しなければならない。

(使用承認)

第 3 条 会長は、前条第 1 項の規程による使用承認の申請があったときは、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは除き、マスコット等の使用を承認するものとする。

- (1) 大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになると
- き
- (2) マスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき
- (3) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき、又は反するおそれのあるとき
- (4) その他、会長がマスコット等の使用について不適当と認めたとき

(使用上の遵守事項)

第 4 条 マスコット等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別に定める色、形状等を正しく使用すること。
- (2) 使用にあたっては、承認番号を明示すること。ただし、会長が使用対象物件の美観、機能等を著しく損なうと認めた場合には、これを省略できる。

（承認内容の変更）

第5条 マスコット等の使用承認を受けた者が、使用承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、別に定める「第23回全国健康福祉祭いしかわ大会マスコット等使用承認内容変更申請書」を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（承認の取消し）

第6条 会長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) マスコット等がこの規程又は承認内容に反して使用されたとき
- (2) マスコット等を使用する権利を、第三者に譲渡又は転貸したとき
- (3) その他、会長がマスコット等の使用について不適当と認めたとき

2 前項の規程により承認を取り消された者は、取消通知があった日以降、当該承認に係る物件を使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

（報告義務）

第7条 マスコット等を使用する者は、会長の求めがあったときは、マスコット等の使用状況及び使用実績について報告しなければならない。

（使用料）

第8条 マスコット等の使用料は、無料とする。

（使用期間）

第9条 マスコット等の使用期間は、使用を承認した日から実行委員会が解散する日までとする。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、マスコット等の使用の取り扱いについて必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成20年10月7日から施行する。